

令和5年(ワ)第1781号 損害賠償請求事件

原告 A 外2名

被告 恵庭市 外2名

意見書

2025年10月15日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 船 山 暁 子

同 中 島 哲

同 山 田 佳 以

同 吉 田 玲 英

同 橋 本 祐 樹

同 神 坂 正 美

同 氷 見 谷 馨

原告本人尋問を実施するにあたり、下記のとおり配慮することを求める。

1 原告本人尋問の申請について

本件の原告3名はいずれも知的障害を有し、いずれも障害基礎年金1級を受給する者である。知的障害の場合、「食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの」程度の障害が1級

に相当するとされており、本件原告の3名の障害の程度は相当程度重いと云わざるを得ない。

原告A（以下、「原告A」という）に関しては、成年後見人が選任されている。原告C（以下、「原告C」という）、はX牧場からグループホームに移行した当初は、コミュニケーションが比較的良好であったこともあり、成年後見制度の利用はしていなかったが、生活上の困難が目立つようになったため、成年後見制度利用のための診断書を取得したところ、「後見相当」の診断があり、後見開始審判の申立を行い、現在審理中である。

原告B（以下、「原告B」という）は、原告3人の中では比較的障害が軽度であり、保佐開始の審判を受け、保佐人が選任されている。

原告ら代理人としては、障害の重い原告A及び原告Cから、本人尋問の場で証言を行わせることは困難と考えるため、3名を代表して原告Bに関して、本人尋問の申請を行う予定である。

もっとも、原告Bは知的障害を有することから、障害に対する適切な配慮を行わないまま本人尋問を実施した場合、適切に記憶を供述することが困難になりかねないため、以下のとおり配慮を求めたい。

2 知的障害の特性

（1）知的障害者の記憶の特性

ア 具体的な配慮について述べる前に、まずは知的障害者の記憶の特性について簡単に記載する。

知的障害者は、健常者よりも記憶力が劣るとの誤解がされがちである。しかし、知的障害者の記憶特性は、一旦長期記憶として蓄えられた記憶の保持や衰退の速度は健常と呼ばれる人と同様である一方で、短期記憶や意味的記憶に弱点があると指摘されている。

イ 記憶のメカニズム

一般に、記憶は感覚記憶、短期記憶及び長期記憶に分類されている。

まず、目や耳などの感覚器官を通して人間の体に入ってきた情報は、感覚貯蔵庫に入り、感覚記憶として蓄えられるが、感覚記憶は資格情報の場合は約4分の1秒、聴覚感覚も約1秒程度で消失するとされており、必要な情報を残すためには、意識的に情報を選択する必要がある。

そして、意識的に選択された情報のみが短期貯蔵庫に移されて短期記憶となるが、短期記憶が保持される時間は20～30秒程度であり、容量にも制限がある。短期記憶を保持するためには、維持リハーサル（覚えるべき内容を何度も復唱すること）が必要であり、維持リハーサルをやめると、情報は忘却されてしまう。

そこで、さらに忘れないようにするためには、精緻化リハーサルを行い、情報を長期貯蔵庫に移す必要がある。精緻化リハーサルとは、有意味化（リハーサルの際に既存の知識に適合するような意味づけを行うこと）、イメージ化（リハーサルの際に視覚的イメージ等を利用すること）、体制化（記憶材料を組織化することで、新たな材料を既存の論理的枠組みに組み込んだり、材料を統合的な単位として組み込めるような新たな論理枠組みをつくりだすこと）などの手段を通して、情報を長期貯蔵庫に送ることを言う。

ウ 記憶の過程に関する知的障害の影響

① 短期記憶の困難

知的障害者は短期記憶の容量が限定的であり、保持時間も短いことが指摘されている。そのため、健常者であれば記憶しているような細部の情報を記憶していないことが多々見られる。

② 維持リハーサルの困難

短期記憶を保持するためには、維持リハーサルを行う必要があるところ、知的障害者は維持リハーサルを自発的に行わないことが指摘されている。

③ イメージ的記憶に優れる半面、意味的記憶に弱点がある

情報を長期貯蔵庫に蓄えるためには、有意味化、イメージ化、体制化などの手段を取る必要があるが、知的障害者は、有意味化、体制化を苦手としており、イメージ的記憶（気に入っている絵や映像、楽しかった・つらかったなど感情が伴う記憶など）は健常者と同様長期記憶として残りやすい半面、意味的な記憶（法律や規則等の論理的な知識体系、日時等に関する客観的記憶）の保持に弱点がある。

例えば、本人にとって重大な出来事が起こった場合、健常者が重大な出来事を忘れないようにしようと思えば、「自分の誕生日のちょうど1か月前」とか「夏休みに入ってから10日後」などと意味づけを行い、数字としての日付を記憶するが、知的障害者はこのような意味づけをすることが

苦手であるため、日付を数字として記憶していないということになる。その結果、その重大事件は、イメージ的記憶としてしか残らない。

④ 長期記憶の質について

上述のとおり、知的障害者の場合、短期記憶の保持や容量、及び記憶を短期貯蔵庫から長期貯蔵庫に移す過程に困難があるため、記憶の範囲が制限的になる。

一方で、一旦長期貯蔵庫に蓄えられた長期記憶の質は、健常者のものと全く異ならないとされている。

(2) 記憶の種類と知的障害者の記憶傾向

上記は、記憶の過程に着目した分類であるが、記憶の内容に着目すると、記憶は「エピソード記憶」（自己の体験に関する記憶）と意味記憶（自己の体験とは無関係の公共的事実に関する記憶）に分類される。

上記で述べた記憶の過程から、知的障害者の記憶の傾向について、以下のとおり言われている。

すなわち、自己の体験とは無関係の意味記憶は、その性質上、有意味化・体制化等を用いたりリハーサルを行う必要があるため、知的障害者は意味記憶を保持することが苦手である。一方、エピソード記憶は、性質上意味的・論理的ではなくイメージ的な記憶として蓄えられる部分が大きく、長期記憶として保持する際にリハーサルをあまり要しないため、知的障害者にとってエピソード記憶は長期記憶として保持しやすい。

3 知的障害者の記憶の特性と本件との関係

上述のとおり、知的障害者は、記憶に意味づけを行ったり、記憶を既存の論理構造に当てはめるなどして記憶を定着させることが苦手であり、自己の体験に無関係の記憶の保持に困難がある一方、イメージ的記憶やエピソード記憶の保持に困難はない。

本件において原告Bが供述する内容は、X牧場において自己が日々体験した生活や仕事の状況等であり、イメージ的記憶、エピソード記憶に分類されるものであるから、本件において重要な事実に関する記憶の保持に問題はない。なお、短期記憶の容量の問題から、細部の記憶を保持していないことはあり得

るが、知的障害の記憶特性が原因であり、「細部についての記憶が曖昧であること」によって供述の信用性を否定すべきではない。

4 知的障害者の供述特性

(1) 本件において原告Bが供述すべき内容について、原告Bは十分に記憶を保持しているというべきである。

もっとも、記憶が保持されているかどうかと、質問に対して適切な回答を行うことができるかは、別の問題である。質問に対して適切な回答を行うためには、まずは質問を正確に理解し、自己の記憶の中から質問に対応する部分を選び出し、質問に対応する形で表現することが必要である。

この過程においても、知的障害ゆえの困難があり、正確な供述を得るためには適切な尋問の環境を整え、適切な質問を行うなど障害への配慮が不可欠である。

(2) 知的障害者の特性

質問への回答の困難に関係する知的障害者の特性として、以下のことが指摘されている。

ア 知的障害者の知的機能の特性の影響

知的障害者は、抽象的な概念、例えば数量概念の理解や空間把握が苦手である。

また、覚えている情報量が限定されていることやプランニングが劣るため、覚えている情報や持っている知識から答えを検索したり推測したりすることに困難がある。

イ 知的障害者の心的特性の影響

知的障害者は、生育過程において失敗体験等によって自己評価が低いことが多く、低い程度の成功で満足しようとする、つまり、能力的には発言を続けることができるにも拘わらず発言をやめてしまう場合がある。

また、逆に、周囲からの低い評価を否定しようとして、あえて不適切な回答をしてしまうことがある。具体的には、記憶する事実について質問された場合でも、問い詰められることを避けるために記憶の一部のみ回答する、回答を拒絶するなどしたり、質問者が暗示性の高い質問をした場合は、暗示された回答を行ってしまうこともある。

(3) 上記2点の影響による知的障害者に特徴的な反応

ア 抽象的概念の理解の困難

上述のとおり、知的障害者は抽象的な概念の把握が困難であり、例えば、「もっと」「より」「同じ」といった対象を他と比較・対照する言葉や、「いくつか」「しょっちゅう」「どのくらい」等の数量や頻度、程度を表す言葉、「どうして」といった理由を尋ねる質問等を理解できない場合がある。

イ 能動と受動の区別が困難

抽象概念の把握の困難に起因するものであるが、知的障害者は、能動と受動の概念を混同してしまうことがある。例えば、「私が〇〇された」と受動で表現すべきところを、誤って「私が〇〇した」と能動で表現してしまうことがある。

ウ 質問の意図を察することが苦手

知的障害者は、思考の柔軟性が低く、視野も狭いため「他人の意図を察する」ことが苦手である。そのため、質問が一義的に明確でないと、質問の内容を理解することができない。

また、質問の意図が明確であったとしても、細部に誤りを含んでいる場合等に細部にこだわってしまい、質問者の意図に答えるのではなく、質問全体に対して否定的な回答をしてしまうことがある。

エ 威圧的状况・緊張状態等のストレスを受けやすい

知的障害者は、健常者よりも環境によるストレスの影響を受けやすく、緊張している場合などには、集中力、問題解決能力が落ち、適切な行動を取れなくなる。また、話しを遮られることが苦手であり、話しの途中で遮られると混乱し、回答を続けることができなくなる。

オ 誘導的な質問に乗りやすい

知的障害者は誘導に乗りやすい。また、質問者の否定的な反応に弱く、質問への回答を確認されることにも抵抗感を示す。具体的には、同じ質問を繰り返されると、自信をもって答えることができなくなったり、回答の変更を求められていると感じ、2回目の質問に対して自らの記憶に基づく1回目の回答を変更してしまうことがある。

また、質問の意味がわからなかったり、誤りを含んでいる場合、質問の意味を聞き直したり、質問者の誤りを訂正することができず、質問を黙認

することにより肯定してしまうことがある。

カ 日時の特정이苦手

知的障害者は日時の特정이苦手である。

- (3) 本件の原告本人尋問を実施するにあたっては、原告Bから適切な供述を引き出すため、上記の知的障害者の供述特性を踏まえ、適切な配慮を行うことが不可欠である。

5 原告本人尋問において配慮を求める事項

上記を踏まえ、原告代理人は、原告本人尋問の実施にあたり、以下の配慮を行うことも求める。

(1) 尋問環境及び記録の方式について

ア ラウンド法廷で実施すること

健常者であっても、法廷で尋問を受けることは非常に緊張するものであり、知的障害を有する原告Bの尋問環境としては不適切である。原告Bから適切な供述を得るためには、可能な限り安全でリラックスした環境を整える必要があり、尋問はラウンド法廷において行われるべきである。

イ 付添人を付けること

尋問は、一方的に質問を受けるものであり、日常の会話とは異なる独特の緊張感は避けられない。少しでも原告Bの緊張を和らげるため、日常的に原告Bを支援している者を付き添わせるべきである（民事訴訟法203条の2）。

ウ 被告牧場経営者Zとの関係で遮へい措置を取るなど、被告牧場経営者Zの姿が目に入らないようにすること（民事訴訟法203条の3）

被告牧場経営者Zは、原告Bに対して虐待を行った者であり、原告Bの供述内容は被告牧場経営者Zに不利益な内容にならざるを得ない。知的障害ゆえのプレッシャーへの脆弱性を考慮すると、被告牧場経営者Zの面前で供述を行わせるとは精神の平穏を著しく害するおそれがあり、萎縮して自由な供述ができなくなることが予想される。

したがって、被告牧場経営者Zとの間に遮へい措置を取るなどして同人の存在を感じさせない環境を取ることが必要である。

エ 被告牧場経営者Zからの反対尋問は裁判官を介して行うこと

上記ウと同様に原告Bが萎縮して自由な供述が阻害されることを防ぐため、被告牧場経営者Zから反対尋問がある場合には、被告牧場経営者Z本人が質問を行うのではなく、裁判官を介して尋問を行っていただきたい。

オ 尋問調書の記載に代わりビデオテープによって記録すべきこと（民事訴訟規則68条）

知的障害者は、健常者に比べて言語による表現能力が劣る一方、表情や身振り等の非言語的な表現能力に優れていることも多く、知的障害者の供述は、言語的な表現のみならず非言語的な表現も考慮することにより、内容をより理解し得る。

したがって、原告Bの供述を記録するにあたっては、ビデオテープを引用する形式にすることを求める。

（2）質問方法に関する配慮

適切な答えを引き出すためには、以下の点について注意すべきである。

ア 具体的な質問をすること

知的障害者は、具体的な事実についての質問に対して十分回答する能力を有している。ただ、知的障害者は抽象的な思考が苦手であることから、適切な質問を行うことが必要である。

具体的には、以下の点に注意すべきである。

- ① 具体的な事実を問う質問にする
- ② 平易な言葉を用いる
- ③ 短い文章で質問する
- ④ 複文ではなく、単純な構文を用いる
- ⑤ 条件付きの文章にしない
- ⑥ 指示代名詞はなるべく使わない

イ 混乱させる質問をしないこと

知的障害者に対する尋問においては、一般の証人以上に混乱させたり威圧するような尋問を避けるべきである。

例えば、答えに対して確認のため、あるいは疑いをもって何度も聞き直すような尋問は、一般の証人との関係では特段問題にはならないであろうが、前述のように知的障害者に対して同じ質問を繰り返すと、2回目の質問に対して違う答えをしてしまうことがある。そのため、何度も確認する

質問は避けるべきである。仮に、同じ質問に対して異なる答えが出てきたときは、答えが変わった原因を考え、別の角度から質問するなどの方法により、回答の信用性を測るべきである。

知的障害者を混乱させる質問を避けるためには、以下の点に注意すべきである。

- ① 時間の順をおって質問する
- ② たてつづけに質問しない
- ③ 重複尋問をしない
- ④ 威圧的な質問をしない
- ⑤ 流れを中断せず、証言を遮らない

ウ 日時を特定するための尋問方法

知的障害者は日時の特定が不得手であるから、「いつですか」「何年何月ごろですか」という直接的に日時を尋ねる質問をすべきではない。時期を特定したいときは、本人の具体的体験や体験的に知っている習慣的事実と関連つけた質問を角度を変えながら行い、間接的に時期を特定するなどの工夫を行うべきである。

エ 質問を理解する時間をかける

知的障害者は、質問されていることを理解し、それに対する回答を考え、表現するという一連の知的作業に健常者よりも時間を要するため、回答を急かさず、待つ必要がある。

オ 誘導尋問の禁止

知的障害者は、誘導尋問に乗りやすいことから、原則として誘導尋問を禁じるべきである。

やむを得ず誘導的な特定性の強い質問をしたときは、そのあとで再びオープンな質もに戻って聞き直す、または違う角度から聞き直す事で、誘導的な質問により誤って「はい」と言わされたのか、質問の意味を理解した上で記憶に従って「はい」と答えたのかをテストすべきである。

カ 非言語的表現の意味するところをはっきりさせる

知的障害者は、非言語的な表現が重要であり、非言語的表現と見られる行動があった場合には、その意味するところを明確にする尋問を重ねることが必要である。

キ 人格に対する配慮をする

多くの知的障害者は、日頃から劣った者として扱われることが多く、劣等感を抱かされる場面に直面する場面が多いと言わざるを得ない。尋問の場面、特に反対尋問の場面において、劣等感を持たせるような尋問がなされると、健常者以上に人格が傷つくおそれ大きい。知的障害者に対する尋問においては、知的障害者が置かれた状況を理解し、人格を傷つけないよう配慮した質問がなされるべきである。

以 上